

小布施町の取組について

小布施町行政経営部門 山岸 正男
小布施町教育部門 原田 知佳

はじめに

小布施町は、長野県の北部、長野盆地(善光寺平)の北東に位置し、周囲を千曲川など3つの川と雁田山に囲まれた自然豊かな農村地帯です。人口は11,400人、総面積は19.07km²と長野県下で最も小さく、非常にコンパクトな町です。しかし、その特徴ある風土を活かし、先覚の遺した文化遺産を継承、発展させ、「北斎と栗の町」「歴史と文化の町」として景観を大切にしまちづくりを行った結果、現在では年間約120万人の人が訪れる町となっています。

現在、小布施町は2013年4月に公文書管理条例を施行するとともに、公文書館を開設すべく準備を進めています。本稿では、これらの経緯と現在の状況、今後の展望について報告します。

1. 公文書館・公文書管理条例の検討へ

小布施町は、寺社や自治会だけでなく、個人宅にも多くの古文書が残っています。しかし、これらを各家で保管することが徐々に難しくなり、史料の散逸を恐れた地域の郷土史家を中心に、町での保存を求める声が2007年頃から上がっていました。

一方、町では町営の美術館等(おぶせミュージアム・中島千波館、高井鴻山記念館、千曲川ハイウェイミュージアム、歴史民俗資料館)に加え、町立図書館を2009年7月にリニューアル開館しました。

旧図書館は役場庁舎3階に併設されていましたが、新図書館「まちとしょテラソ」は、庁舎隣の敷地に建設を行い、図書等の移動を実施し、開

館したものです。これにより、旧図書館施設の活用が課題となり、議会一般質問などを通して、従来より求められていた古文書の保存機能を持った「公文書館」の整備がクローズアップされることとなります。おりしも2009年7月に「公文書等の管理に関する法律」が制定されたことから、町として、公文書館の整備と、公文書管理条例の検討を行うこととなりました。



公文書館外観(建物3階部分)

2. 公文書管理

これまでの町の文書管理は、情報公開条例や文書取扱規程(訓令)に基づいて行っていましたが、整理・保管上の問題として、組織共用文書と個人管理の文書が混在して置かれていること、書庫の整理についても系統立てて行われていないなど、文書の検索について課題が多くありました。

また、歴史公文書の概念がないため、保存期間が経過した文書は原則廃棄することとなり、歴史資料として重要な文書の散逸の恐れがありました。

2.1 新たな公文書管理ルールの検討

これらの課題に対応し、公文書等の適正な管理、

保存及び利用等を図るために必要な調査研究を行うため、庁内のグループリーダー以上の職員を構成員とする「公文書管理推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、最初の会議を2010年10月に開催しました。全庁横断組織であるこのプロジェクトの主な所掌事務は、

- (1) 全庁統一的な公文書管理ルールの策定に関すること
- (2) 町民の知的資源としての公文書の活用に関すること

としました。ただし、この段階では明確に「条例」を定めるという結論ではなく、国の政令の制定等の状況を見ながら、公文書管理法をモデルとした町条例等の検討素案を作成し、条例から規則等に至る法体系と、その問題点を整理して、方向性を定めていくこととしました。

2.2 公文書管理条例の検討

そこで、すでに制定されている先進的な公文書管理条例、そして公文書管理法をベンチマーキングの対象とし、条例の素案を作成する一方で、国立公文書館主催の公文書館実務担当者研究会議その他の研修会に担当職員が参加し、広く全国の文書管理担当者や公文書館職員からの情報を得る中で、2011年12月のプロジェクト会議で、公文書管理条例素案について協議を行いました。

この会議で、条例素案は了承されましたが、公文書管理に関して「なぜ条例が必要か」という点については、いくつかの必要性がありますが、最大のポイントを、次のとおりとしました。

- (1) 公文書等は、「住民のもの」であること
- (2) 特定歴史公文書等（非現用文書）の「利用請求権」の保障

これらは、「公文書管理は、民主主義（説明責任）の基本であり、地方分権の推進には欠かすことのできないもの」と判断したことによります。

条例素案を受けて、2012年5月のプロジェクト会議では、公文書管理条例施行規則をはじめ、公文書管理規程など、公文書管理の運用に関する規程の検討を行い、それら素案が了承されました。

2.3 小布施町の公文書管理条例について

公文書管理条例は、公文書館の設置条例とともに、2013年3月議会に上程を行い、その施行日は、2013年4月1日を予定しています。

公文書管理条例は、公文書管理法の趣旨に照らし、概ね法律の内容に準拠した規定としています。

法律では、具体的な規定について政令等に委任している部分が多いですが、そもそも公文書は「主権者である住民のもの」という観点から、公文書の保存や廃棄等に係る基本的な規定は、議会の議決を要する条例に出来るだけ規定すべきという考え方から、規則への委任を最小限にしています。

また、法律で定める「レコードスケジュール」を補完する仕組みとして、公文書館への移管前に再度評価選別を行うことができる、二段階評価選別規定を設けています。

3. 公文書館整備

小布施町には町の歴史を説明する博物館等がないため、公文書館では歴史的公文書だけでなく、郷土史料室としての役割を持った施設として、地域刊行物や町の歴史に係わる古文書・写真類を積極的に収集、保存する予定です。

現在は、町長部局職員1名、教育委員会職員4名、町内有識者2名によるプロジェクトチームをつくり、以下の準備を進めています。

3.1 環境整備

公文書館は役場庁舎3階にある旧図書館施設を利用したため、文書を適切に保存し、公開するための環境が整っていませんでした。

フロアには、図書館時代に使用していたカウンターと、空の書棚、公文書の入った閉架書庫が1つあるのみで、専用の収蔵庫等はありませんでした。しかし、文書の保管環境や作業の動線、保管スペースを考慮すると、フロア内に専用の収蔵庫を持つ必要があると考えられ、2012年2月から4月にかけてフロアの奥に収蔵庫が造られました。

収蔵庫には前室を設けましたが、仕切りのない

フロアには閲覧スペース、トイレ、閲覧者が利用する外階段等があることから、少しでも外気の影響を和らげ、虫等の侵入を防ぐため、閲覧スペース手前に仕切りが設けられました。なお、この仕切りは、利用申請のカウンターと収蔵庫を含む閲覧スペースの間にあるため、職員が閲覧者の様子が見えるよう、全面にガラスが用いられています。



閲覧室・事務室

小布施町の気候は中央高地型気候区に属し、最高気温 35℃、最低気温は - 15℃と内陸盆地特有の激しい寒暖の差があります。特に冬期は気温とともに湿度が下がるため、湿度の調整に注意しなくてはなりません。今の設備では温湿度の管理が難しいため、現在はフロア内の温湿度を測定し、今後の対策を検討している段階です。

3.2 歴史公文書

江戸時代、北信濃の経済・文化の要地であった小布施村は、明治に入って養蚕地帯として栄え、1889年（明治22）4月の町村制の施行により、小布施・福原・大島・飯田・山王島・北岡・押羽が合併して小布施村となります。その後、町村合併促進法により、1954年（昭和29）2月に小布施村は町制を施行して小布施町となり、同年11月に都住村（1889年、都住・中松・雁田と合併）と合併し、現在の小布施町が誕生しました。

庁舎内書庫には、1954年（昭和29）の合併以降作成された文書のほか、それ以前に小布施村役場と都住村役場で作成された旧役場文書が700点ほど保管されています。

小布施町では、これまで公文書の管理が統一さ

れていなかったことから、開館までにこれらの文書の目録を整備し、評価選別のうえ公文書館へ移管することは困難な状況にあります。そこで、1954年をラインに担当を分け、旧役場文書をプロジェクトチームが、合併以降の文書については各部署で目録を整備することとなりました。旧役場文書については開館を目前に、それ以外の文書は2013（平成25）年度以降、順次公文書館へ移管する予定です。

3.3 古文書

町内に残る古文書は、①個人所蔵文書、②自治会所蔵文書、③寺社所蔵文書、④県史編纂時収集文書、⑤町史・『高井鴻山伝』¹編纂時収集文書、に分けられます。

①個人所蔵文書については、小布施史料調査会により、2001年から目録作成・撮影が進められています。これは町民と町外研究者から構成される調査会で、現時点で6家の調査が終了しています。今後、公文書館では調査会と連携し、調査済みの史料の公開、未調査史料の確認・整理を行っていきます。

次に、②自治会所蔵文書、③寺社所蔵文書については、これまで各自治会・社務所内の保管場所で管理されてきたことから、現段階で散逸する恐れは低いと考えられ、個人宅で保管されているものが落ち着いて以降、調査を行う予定です。

また、④県史編纂時収集文書、⑤町史・『高井鴻山伝』編纂時収集文書は、その大部分が複写したもので、目録には当時の所蔵者名が記載されて



『高井鴻山伝』編纂時収集文書（複製）

います。これらは町の歴史を知るうえで重要な史料ですが、公文書館での利用についての許可は得られていないため、順次所蔵者へ利用の可否を確認していきます。

3.4 普及活動

現在、小布施町には11もの美術館・博物館があります。そのため、町民の芸術・文化に対する理解は深く、多くの人が運営に協力しています。しかし、「公文書館」に対しては馴染みがないため、その存在・機能についての説明・普及が課題となっています。

特に公文書については「分からない」という声が多いため、まずは公文書館に足を運んでいただけるよう、比較的関心の高い古文書・古写真から広報を開始し、展示の準備を進めています。

また、3年前にリニューアル開館した図書館は、

「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」を理念に、町内の文化財情報を収集し、デジタルアーカイブ化を積極的に行っています。公文書館ではこのような事業を新たに行うのではなく、既存施設と連携することで、その実績や技術を共有し、ともに情報を発信していく予定です。

おわりに

小布施町は、4月の公文書管理条例施行と公文書館開館により、新たな公文書管理のスタートラインに立つこととなります。公文書の管理に関しては職員の理解と実践が、公文書館の運営に関しては住民の参加と協力が必要であり、課題ともいえます。公文書館は地域の核として、小布施で培われた歴史と文化を守り、次世代に伝える架け橋となるべく、町民と行政が協働でその充実を図っていきます。

¹ 高井鴻山(文化3 - 明治16年)は、小布施の豪農商高井家11代当主。京都で梁川星巖、江戸で佐藤一斎に儒学を学ぶ。詩文、書画をよくし、晩年の葛飾北斎を小布施に招いた。